

新型コロナウイルス感染症に係る保育料日割減免について (R4.9.1 から適用)

R4.8.22 一関市保健福祉部子育て支援課作成

保育施設は、保護者が働いており、自宅に1人であることができない年齢の子どもを対象にしていることから、施設で発生した場合（職員または児童が感染した場合）を除き、開所を原則としています。

状況	対応	児童の利用料の減免
入所児童・施設の職員が陽性	全部又は一部休所 (休所の範囲は、保健所の指示、または保健所等の指示により園が決定)	減免あり (休所対象の児童全員が減免対象)
自宅療養期間経過後同居家族が陽性 (例:入所児童の療養期間経過後、父親が発症)	保健所等の指導等により、登園(出勤)可	減免なし
入所児童・施設の職員または同居家族が濃厚接触者	当該児童・職員は、保健所等から指示(助言)により園が決定した期間、登園(出勤)停止	減免あり (きょうだい児も含む)